

社会福祉法人三木町社会福祉協議会おいでまいサロン助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者等の団体が仲間づくりの輪を通じて健康で心豊かな生活を送るために実施するおいでまいサロン（以下「サロン」という。）に対し、助成金を交付する場合における必要な事項を定めることを目的とする。

(運営)

第2条 サロンは、地域住民が自主的に運営するものとする。

(補助の対象となる活動)

第3条 補助対象となる活動は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 原則として月1回以上開催すること。
- (2) 1回の活動に10人以上の参加があること。
- (3) 集会所、公民館等で地域の実情に応じて、利用者の集まりやすい場所を利用すること。
- (4) 誰もが参加できる活動内容であること。

(助成金の額)

第4条 助成金の交付額は別紙ふれあいいきいきサロン助成基準に定めるとおりとし、かつ社会福祉法人三木町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が毎年度予算の範囲内で助成事業及び金額を決定する。

2 新設のサロン及び前年度実績のない再開サロンについても助成金の交付対象とするが、助成額は基本額のみとする。

(助成金の交付申請及び申請時期等)

第5条 サロンの代表者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 助成金申請は1年に1団体1回のみとし、申請時期は通年とする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による助成金交付申請書を受理したときは、活動上必要の有無及び効果等について審査し、交付の適否について決定しなければならない。

(決定通知)

第7条 会長は、前条により交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

(実績報告の提出)

第8条 サロンの代表者は、事業が完了したときは、実績報告書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(助成金交付の取消し)

第9条 会長は、助成金の交付を決定した場合においても、申請者が虚偽の申請をしたときは、その交付の決定を取り消すことができる。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。